

国労本部電送No.261	発信日	発信	責任者	受領者
	2020年5月25日	総務・企画部		

指示第86号

2020年5月25日

エリア本部  
各 執行委員長 殿  
地方本部

国鉄労働組合  
中央執行委員長 松川 聡

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「緊急事態宣言」

### の全面解除に伴う国労の対応について

本日、政府は「改正新型インフルエンザ対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」について、専門家による諮問委員会の見解を受け、全国の解除宣言を行うとともに、新しい生活様式が定着するまでおおむね3週間ごとに地域の感染状況を評価しながら、外出の自粛やイベントの開催制限などを段階的に緩和することや、都道府県をまたぐ不要不急の移動については5月末まで避けるよう自粛を呼びかけることなどを盛り込んだ基本的対処方針を確認した。これを受け、国労としても以下の対応に改めるので各級機関は周知徹底されたい。

#### 記

1. 5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）に所在する機関に対する指示第69号（本部229号 4/7付）および指示第74号（本部237号 4/17）ならびに指示第77号（本部242号 5/8付）の適用を解除する。但し、5月31日までは解除に向けた移行期間とする。
2. 全機関は引き続き、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によるガイドライン「新しい生活様式」にもとづき、感染予防のための検温、マスク着用、手洗い・アルコール消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保等の基本的感染対策を日常的に励行すること。さらに各種会合・集会・行動・懇親会・冠婚葬祭等への出席にあたっては、集団感染予防の観点から「三つの密」（密集場所・密閉空間・密接場面）とならないよう徹底した対策を講じること。
3. 今後の新型コロナウイルス感染予防の取り組みの一環として、テレワーク端末やオンラインを活用してのWeb会議等を検討していくこととなるが、具体的対応については本部のプロジェクトを中心に別途協議する。

以上